

第53号

2007年1月1日

奈良合同法律事務所 ニュース

発行所
 奈良市登大路町36番地
 (大和ビル4階)
 奈良合同法律事務所
 TEL. 0742 26-2457
 発行責任者 山崎靖子



賀正

本年四月に当事務所は開設三〇周年を迎えます。皆様のお陰をもちまして、業務と運動を両立させながら活動することが出来ました。これからも県民の暮らしと権利を守り、平和・人権・民主主義のために、微力ながら役割を果たして行きたいと思っています。

昨年九月に誕生した安倍内閣は、「美しい国」を標榜して日本の歴史、伝統、文化を一面的に取り上げ、拉致問題などを利用して国民のナショナリズムをあおりつつ、「戦後政治の総決算」として憲法「改正」の実現を最重要課題と位置づけています。アメリカ力追随・財界奉仕を競い合う自民・民主の「保守二大政党制」のもとで、国会の「悪法製造マシン」化が急速に進み、ついに憲法や教育基本法の改憲にまで、手がつけられてきました。

教育基本法の「改悪」は、子どもたち一人ひとりの「人格の完成」を目指す教育から「海外で戦争する国」「弱肉強食の経済社会」という二つの「国策に従う人間」をつくる教育へと、教育の根本を一八〇度転換させようというものです。「国を愛する態度」(愛国心)を強制し、再び国民を「戦争に駆り出そう」というのです。

この数年、「過去の日本の戦争は正しかった」と歴史を偽造する動きが強まっています。侵略戦争の反省を忘れ、これを肯定、美化する日本が、改憲によって「戦争する国」になれば、アジア諸国に大変な脅威を与えるとともに、アジアで孤立するでしょう。

今の最大の課題は、通常国会において「改憲手続法案」(国民投票法案)を阻止できるかどうかということです。与党案と民主案の二つが継続審議になっていますが、内容においては九割が一致しています。改憲勢力は、「戦争する国」にするための「改憲」「壊憲」を実現するために、何かな

んでも国民投票で「勝利」できるように、国民投票運動を規制し、運動期間を短かくし、国民の四分の一程度の賛成で改憲成立とする仕組み、民意をゆがめる投票方法など、改憲手続法案にさまざまな「毒入りのカラクリ」を盛りこんでいます。

とりわけ、改憲派情報だけの氾濫という不正な「カラクリ」となっている点が重大です。政党が、無料(国の費用負担)で、改憲案に対する意見を、テレビ・ラジオで放送し、新聞に意見広告を掲載できるとしています。放送時間数や新聞の寸法・回数は、国会の「議席数に比例して決める」としています。これでは改憲派情報に放送や新聞の「九割以上」を占めることになり、さらに、「有料」でのテレビ・ラジオ放送、新聞広告も禁止していません。資金力豊かな改憲派の大政党、経団連等の経済団体や独占大企業などが金にあかして大量のテレビのスポット広告などを垂れ流すことは確実に、護憲派の「勝ち目」はなくなるでしょう。

「毒入りカラクリ」という法案の正体を「告発」し、国民に広く訴えることにより、改憲手続法案を阻止するに足りる世論を呼び起こすことは十分に可能です。

「海外で戦争する国」「国民の人権よりも『国益優先の社会』をめざす改憲勢力の野望を、この改憲手続法案の段階で食い止めるために、私たちが今こそ行動に立ち上がるときです。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」して、憲法は第九条において、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を規定しました。「殺すなかれ」「共生」が憲法のメッセージであり、これを堅持し、子や孫達に引き継いでいくことが私たちの責任ではないでしょうか。

(佐藤真理)

奈良合同法律事務所(奈良弁護士会所属)

- 弁護士 吉田恒俊 弁護士 西村香苗
- 弁護士 佐藤真理 弁護士 清家康男
- 弁護士 北岡秀晃 弁護士 高橋和宏
- 弁護士 山崎靖子 事務局員一同

登大路

二〇〇四年四月、日本から国立大学がなくなり、日本から国立大学がなくなりました。今は、国立大学法人立の大学です。法人化する目的について文科省は、大学ごとに優れた教育や特色ある研究を行うためであり、けつして国庫負担を減らすための措置ではないと言っていました。このため、国の監督から解放されて自由に研究ができるという幻想を抱き、改革を歓迎する雰囲気もありました。しかし、実際に行われたことは、国立大学であった時の縛りはほとんど変わらず、競争原理の名の下の研究費の削減と、人件費等の運営費の削減でしかありませんでした。大学がこれまでと同じように学生に多彩な授業を提供しようとすると、教員の給与を削減するか、身分保障のない非常勤講師を多く雇うしかありません。既に、教職員の削減を決定している大学もあります。しかし、教員が減れば、きめ細かい少人数指導など不可能です。授業の準備に追われ、自分の研究に時間をとれなくなつた教員の研究レベルも低下するでしょう。日本の高等教育への公的財政支出は、今でも先進国中最低レベルです。今後さらに削減される予定です。天然資源に恵まれない日本が先進国になれたのは、国民全体の教育レベルが高かったからです。人で伸びた日本が人にお金をかけなくなれば、未来はありません。

(山崎靖子)

年始は一月九日(火)
 午前九時より営業を開始します。

あなたがホームレスになった時 ある国選弁護と生活保護のお話

今や誰でもいつホームレスになるか分からない時代です。その時あなたは どうして生きていきますか。でもあきらめないでほしい。私のホットな経験をお話ししましょう。

60才のAさんは、舌ガンで手術をして無職になった頃に離婚して、身寄りがいなくなりました。一時住み込みで働いていましたが、辞めた時、預金70万円あったので、住居を借りようとしたのですが、保証人のなり手がいないのでだめ。

Aさんは安宿に泊まりつつ仕事を探しましたが、高齢かつ舌がないので採用してもらえません。遂に野宿生活になり、空腹に耐えかねて食物を万引きして捕まり、刑務所に。1年後に出てきたけれど、やはり仕事も住むところもありません。市にも行きましたが、住居がないので生活保護を受け付けてくれません。

Aさんは、奈良公園のトイレで厳寒の真冬を新聞紙にくるまって過ごしました。食事はスーパーがコンビニでたまに捨てる売れ残りをゴミ箱から拾うことです。それも沢山のホームレスの奪い合いになり、弱いAさんにはなかなか当たりません。空腹に耐えかねてAさんは再び万引きをして捕まり、その3000円の万引きにより窃盗罪で起訴されました。

国選弁護を引き受けた私は、これは人権問題だと思いました。なぜ行政は釈放された受刑者が自立できるよう支援しないのか。Aさんの万引きをとがめるより、住居が先決ではないか。起訴すればよとする検察官の態度も人道に反します。私は法廷で検察官に抗議するとともに保護観察所と奈良市役所に行って、事情調査をしました。結論は、制度的にホームレスを救う方法は何もないということでした。奈良市の

ホームレス支援法への対応策は数を確認するだけで、保護観察所は泣きついてきたら1000円渡してお引き取り願うだけ、という無策ぶりでした。

裁判所も不当起訴だという私の弁解を認めず、1年半の実刑判決を科しました。私は今度出てきたら力になりますよ、と言っておきました。

忘れかけていた頃、事務所に突然彼が尋ねてきて、「今日、堺の刑務所を出てきました」とのこと。不意のことで私は一瞬頭が真っ白になりましたが、よく話を聞くと、縁の切れている兄が学園前に住んでいるとのこと。一か八か電話しますと、奥さんが出たので、私は、「弟さんが今刑務所から出てきてそちらで世話になりたいとのことですよ」と言いました。義姉さんは驚いたようですが、拒否はしないものの、「明日事務所に行くから、今日は来ないでほしい」と言いました。

翌日は土曜日、私は生活保護を受けるために住居を確保することを勧め、保証人になってほしいと頼みました。日曜日、奥さんと本人は不動産屋に行ってワンルームマンションを契約してきました。その翌日、2人に奈良市の保護課に行き、生活保護の手続きしてもらいました。私は「水際作戦」という受付拒否をさせないため、担当課長に直接電話して、受付をするように強く申し入れました。以前調査に行っているので私の言うことはすぐ通じたのです。

その結果うまくいって、不動産屋と奈良市が直接話し合っ、生活保護が下りたら家を貸す、家を借りたら保護をするという網渡りの契約が成立し、直後に保護が認められました。私は本当にほっとしましたが、奈良でももっと組織的にホームレス支援が必要だと痛感しました。(吉田恒俊)

離婚の際の 「厚生年金分割」について

1 はじめに
離婚の際の厚生年金の取扱について、2007年4月以降及び2008年4月以降にそれぞれ新たな制度が設けられるとの話は、聞いたことがあると思います。この項においては、それぞれの制度のあらましを説明します。

2 2007年4月から開始される、婚姻後離婚までの厚生年金保険料納付記録の分割について

2007年4月1日以降に離婚した夫婦は、婚姻期間中の双方の納付記録を当事者間の合意で分割することができます。夫婦で合意することができない場合には、家庭裁判所に申し立てて按分割合を決定してもらいます(いずれも2分の1まで)。そして、当事者の合意または裁判所の裁判に基づいて、社会保険庁長官に対し標準報酬の改定請求をすると、厚生年金保険料の納付記録が分割されます。将来、老齢厚生年金を受給する際に、この分割された納付記録に基づいて、それぞれの年金額が算出されることとなります。

ただし、社会保険庁長官に対する請求は、離婚後2年以内に行なければなりません。

3 2008年4月から
厚生年金の被保険者の被扶養配偶者は、被保険者と離婚をしたとき、社会保険庁に対し、いわゆる三号被保険者であった期間に対応する標準報酬の改定を請求することができます。このときには、被保険者の標準報酬の2分の1となります。

4 終わりに
このように、「年金分割」とは、厚生年金保険料の納付記録が分割されるのであって、将来支給される被保険者の年金額の半分を受給できる訳ではありません。離婚した場合の予想年金額は、社会保険事務所で教えてもらうことができますので、必ずご確認下さい。

(清家康男)

ビッグナラは多くの方々も存じのとおり、県内有効のスーパーですが、会社は長年にわたって従業員に対する残業手当の支払いを怠っていました。そこで、このような問題の改善を求めて竹越さんから従業員は労働組合を結成し、団体交渉の中で、会社の労働基準法違反を質し、法律を遵守するよう要求してきました。しかし、団体交渉の中で、社長自ら、労働基準法違反はスピード違反や飲酒運転と同じで、(労働基準法)ほとんど守られていない。などと発言するなど、会社の違法意識の低さが浮き彫りとなり、会社の自浄作用には到底期待できないことが明白となりました。

そこで、竹越さんが組合を代表して、会社を相手取って、残業手当の支払いを求めて奈良地方裁判所に民事訴訟を提起したところ、驚くべきことに、会社は裁判を起こしたことへの報復として、竹越さんを本店店次長から平社員に突如四ランクも降格して大幅な減給までしたのです。このような会社の暴挙に対して、弁護団は即刻奈良県労働委員会に対して不当労働行為救済申立てをするともに、奈良地裁に対して仮処分を申請しました。法律を守って欲しいと訴えた竹越さんたちに対して、このような甚大な不利益を一方的に課する会社の措置が不当であることは誰の目にも明らかです。結局、会社はこれら不当な措置を維持することができず、竹越さんに対する降格措置を撤回して、もとの役職に戻すとともに、従前どりの給料を支払うようになりました。

今後は、サービス残業が常態化している会社の実態を少しでも改善できるよう訴訟進行などしていきますので、皆様のご支援を宜しくお願いいたします。(高橋和宏)

労働争議

ビッグナラ事件

グレーゾーン撤廃 高金利を引き下げろ!

近頃新聞紙面をしばしば飾る「グレーゾーン金利」という言葉をよく存じましたか? 利息制限法(利限法)一条一項は、年一五%ないし二〇%を超える利息の契約は無効であると明記しています。ところが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)五条二項は、原則として年一九・二%を超える利息の契約をした場合のみを刑事罰の対象としています。このように、利限法と出資法とは上限とされる利率にずれがあるため、利限法上は無効だけれども、出資法上は刑事罰の対象とならない、金利の「グレーゾーン」が生まれたのです。そして、貸金業者の大半は出資法上の限界である年一九・二%に限りなく近い金利で貸付けを行なって、甘い汁を吸っていました。そもそも利限法の最低でも年一五%という利率ですら、昨今の経済状況に照らせば超高利ですが、出資法の年一九・二%という利率はもはや暴利というほかになく、多重債務、借金苦による自殺などの問題が噴出しました。そこで、グレーゾーン金利を温存するのはおかしいという世論が盛り上がり、暴利をむさぼろうとするサラ金業者を敗訴させる最高裁判所の判決が続出したこともあって、国は遅ればせながら、ようやくグレーゾーンを撤廃し、刑事罰の対象となる金利を利限法のそれまで引き下げることにしました。

このような金利引き下げは、消費者運動の成果と言っていでしょう。ただし、この結果だけで満足するのではなく、今後は年一五%以上という利限法の利息の引き下げを実現するべく、さらに世論を盛り上げていく必要があります。

法テラス

2006年10月から「法テラス」が業務を開始しました。正式名称は「日本司法支援センター」。全国どこでも法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるようにとの目的で作られました。困ったことがあった、でもどこに相談したらよいか分からない、そんなときにはまずコールセンターに電話をして下さい。専門職員が、お問い合わせの内容によってもっとも適切な相談機関・団体等の紹介や法制度に関する情報提供(少額訴訟制度を利用しては?等)をしてくれます。もちろん、具体的な判断はその紹介先に相談してみないことにはできませんが、とりあえず自分はどこに行ったらよいか分かります。法テラスではこのような情報提供の他、弁護士費用を立替える民事法律扶助、弁護士過疎地域へのスタッフ弁護士の派遣、犯罪被害者への支援、国選弁護事業を行っています。奈良合同法律事務所も、北岡弁護士が副所長として、その他の所員も、登録弁護士として法テラスの事業に協力しております。是非ご利用下さい。

コールセンター
おなやみなし
0570-078374
受付時間: 平日: 9:00 ~ 21:00 土曜: 9:00 ~ 17:00
法テラス奈良 奈良市高天町38-3(近鉄高天ビル6階)
050-3383-5450
受付時間: 平日: 9:00 ~ 17:00

付審判請求と国家賠償訴訟

奈良県警警察官銃撃事件について

二〇〇三年九月、国道二四号線で、警察車両に追跡され逃走中の車両に対し、警察官三名が合計八発の銃弾を撃ち込み、助手席に乗っていた青年が死亡する事件が発生しました。

当時現場の交差点は一般車と警察車両によって事実上封鎖された状況にあり、容疑車両の制止と検挙は時間の問題だったと思われまます。ところが警察官は車内に向けて拳銃を発砲し、助手席の青年の頸部に二発の銃弾を命中させました。助手席側窓ガラス後方の真横、至近距離からの銃撃は、まさに助手席の人間に命中する危険を認識しつつなされたものとして考えられます。

弁護団は遺族の依頼を受け、警察官を殺人、特別公務員暴行陵虐致死で奈良地方検察庁に告訴しました。ところが検察官は、告訴から一年以上が経過した昨年一月、正当な職務行為であるとの理由で不起訴とする裁定を下しました。このような裁定は、現場の状況や助手席に人がいることを認識しつつ窓ガラスの後方から真横に発砲したという客観的事実を全く無視したものです。

そのため弁護団は、昨年一月に奈良地方裁判所に対し付審判請求という検察官の不起訴処分に対する不服申立手続を行うと共に、二月には奈良県と警察官を被告とする国家賠償法に基づく損害賠償の訴えを提起しました。

警察官の行き過ぎた職務行為による一般市民の死傷という事件が後を絶ちません。事実を明らかにし、警察による行き過ぎを断罪するため、付審判決定と勝訴判決を求めざるを得ないと思えます。

(北岡秀晃)

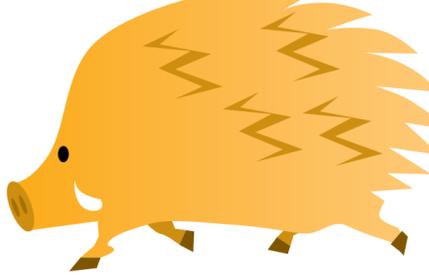
昨年三月に第四子を出産しました。産後五六日で保育所に預けることができ復帰しましたが、休業中は誠に迷惑をおかけしました。あっという間に成長してしまいで、すでにハイハイ・お座りができるようになっています。上から女・男・女・男(産み分けしたわけではありません)。家の中にはぎやかこの上ありません。この少子化の世の中で、とお褒めの言葉をちょうだいすることが多いのですが、私は恵まれた環境があるから産めるのでしよう(姑と同居で助けてもらえ、よい保育所がある、仕事がある等)。

夫婦だけで長時間労働、預けられるところがない、休むと職場で肩身が狭い、経済的に育てられない、etc日本には「産めない」要因が多すぎます。国の子育て支援計画、真に子育て世代を支えているのか?? 甚だ疑問です。

(西村香苗)



綾馬です、よろしく!



何とかしなへちゃ

出産後、どつとも体型が(体重も)戻らず焦っています。もう一歳になるし、今年はいよいよ通動はやめて...と思っ...三番目の子と2箇所通園だからなあ、無理かなあ。せめて間食をやめなくては、とは思っているのですが。 西村香苗

あけましておめでとつございませう。

弁護士一年目の昨年は風のように過ぎ去っていきましたが、二年目の今年は、どういう年になるのでしょうか。楽しみです。脱「先生」宣言 今年からは「先生」ではなく「高橋さん」と呼んで下さい！ 宜しくお願いいたします。 高橋和宏

明けましておめでとつございませう。

人は、生きてきた年数分を分母として一年を感じるという話を何かで読みました。どうりで年々一年の過ぎるのが早くなると思うはずですからこそ、一日一日を大事にしないとイケないでしょう。言っはやすく...です。 長畑 学

今年もよろしくお願ひします

気がつけば、この事務所に就職して二〇年が経ちました。事務所のメンバーも替わり、裁判所も建て替えられて新しくなっただけ、窓の外に葉を広げる大木は入所した時のままです。依頼者の方を大切に、自分に厳しく仕事をしたいと思ひます。 田村陽子

今年もまた!

今年もまたまた、事務所二ニュースの時期がやってきました。いつも、テーマについて考えているうちにまたもやすると締め切りが過ぎてしまいました。 今年、一人娘の茜も中学に入りほんの少しは楽しめるかな? よしいあきこ

スナフキンのこと

アイボッドを買って以来、毎日通動で音楽をよく聞くようになりました。去年はライブにも行きました。さらに聞くだけにどまらず、何を思ったか、ギターを衝動買いしてしまいました。実際に弾いてみると、手は痛い、難しいわで一向に上達しません。ですが、下手なりにもポロローンとやるのが結構楽しいです。 井守由香

あけましておめでとつございませう。

清家康男 昨年は、春の健康診断で「高脂血症・要治療」との結果が出てしまい、「間食をしない。飲酒をしない。なるべく歩く。」との方針で減量につとめたところ、半年で12kg減となりました!(^^)!。ですが、体脂肪率は27.5%から23%までしか減っていません(-_-;)。引き続き今年も「体脂肪率18%」を目指して頑張ります。ついでに仕事も(^^)!

熱海

山崎靖子 昨年九月、弁護士になって一〇年目の記念行事のため、生まれ初めて熱海に行きました。観光スポットは「金色夜叉」のお宮の松。おみやげはアジの干物。街全体が昔の温泉地という雰囲気。花登の「細腕繁盛記」を思い出しました。二〇年目の記念行事は京都です。それまでがんばろう!

運動します

高田実和 もう何年も身体を動かしていません。なまけた生活にすっかりたるんだ反射神経、事務所内であちこち身体をぶつける。筋肉は一体どこへ行ったのか、へによへによの身体では少し動いただけで疲れてしまふ。ここまでくるといきなりキツイ運動も難しいので、今年は何でもいから、とにかく身体を動かす習慣をつけたい。

通い始めだけれど...

上田綾香 働きだしてからほとんど運動をしていなかった。運動不足解消とダイエットを兼ねて、スポーツジムに通い始めました。主にヨガとエアロビクスをしています。ヨガは動きを覚えるのが一苦労です。やっと思えたとしたら、また違う動きが出てくるので、なかなか周りの人についていけません。ついていけるようにがんばらなう!

法曹二〇年を迎えて

北岡晃 今年、弁護士登録から二〇年目に入ります。月日の経過は本当に早いものですが、二〇年の間に知り合った多くの依頼者や関係者の皆さんの顔が目に浮かびます。すべての皆さんが私を鍛えてくれた恩人です。とはいえ、まだまだ未熟です。一層の勉強と努力を心がけていきたいと思ひます。

何ができるんとは...

田原隆子 はたらけど、はたらけど猶わが生活楽にならざり、と詠んだ啄木も今の世の中を憂いているだろか。真面目に一所懸命に働いても僅かの収入しか得られない非正規労働者たち。過労死、過労自殺、いじめによる自殺など、日本社会は異常としか思えない。私たちに何かできることは... 新年早々、暗いなあ。

復活の日!

石田奈子 昨年の梅雨頃から体調を崩してずっと休ませていただき、皆様には本当に迷惑をおかけしました。年末からぼつぼつ仕事に復帰し始めて、新年からは完全復活できることになりました。これから体調管理にも気を配りつつ頑張りますので、本年もよろしくお願ひします。皆様もお体を大切に。

平和でいこ

佐藤真理 一五歳の長男について身長が追い抜かれまして。四人の子どもの成長は頼もしい限りです。だからこそ、日本の将来が心配でなりません。世界中の人々が注目している「憲法九条」を改悪し、海外で戦争する国「をめざそうとする動きには、がまんなりません。平和、そして人権と民主主義の伸張のために、今年も微力を尽くします。

武士道精神

吉田恒俊 最近、武士道精神という言葉がはやっています。敗者への憐れみの情を持つこと、などと聞かれます。私は、武士道とは自分の心や感情を抑制する美学だと思っっていました。しかし、頭で抑制しなくて、頭と心と体を対等に尊重する生き方が大切です。頭でつかちの人間でなく、心(「好き嫌い」と体(「暑さ寒さ」)の声に耳を傾けることが、助を養い健康を維持する道だと思ひます。

賀正 本年もどうぞよろしくお願ひします

